明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十日

岩手県盛岡市北天昌寺町八番一四号

太平工業株式会社

代表取締役　佐藤　久榮

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十日

宮城県仙台市若林区卸町三丁目三番地の二

株式会社落合タイル商会

代表取締役　落合　唯志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十日

長野市真島町真島二三〇〇番地一

長野機材株式会社

代表取締役　清水　孝秀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年四月十日

岐阜県岐阜市金町一丁目二〇番地

ジーアールケー株式会社

代表取締役　八代　勝治

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社今堀産業と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年五月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年四月十日

滋賀県大津市長等二丁目一〇番二号

株式会社イマホリ

代表取締役　今堀　宏

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字大谷一七二二番地五二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤洋一郎

右被相続人は平成二十六年七月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月三十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目一〇番五号アステリＶＩＰ三二七号室

限定承認者伊藤都

成年後見人　小野　智久

限定承認公告

本籍埼玉県行田市佐間一丁目二番、最後の住所川崎市川崎区夜光一丁目四番四号

被相続人　亡　門井　和也

右被相続人は平成二十三年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

埼玉県行田市佐間一丁目二番一四号

相続財産管理人　門井　誠吉

限定承認公告

本籍東京都世田谷区岡本一丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区下馬三丁目二三番一四号

被相続人　亡　五十嵐昭三

右被相続人は平成二十六年七月六日死亡し、その相続人は平成二十七年四月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

東京都品川区上大崎二丁目一〇番三四―三―三一五

限定承認者　五十嵐公二

東京都港区赤坂三―六―四コパカバーナビルディング二階

右代理人弁護士　石堀　方洋

限定承認公告

本籍広島県広島市佐伯区湯来町大字和田八四四番地、最後の住所滋賀県高島市安曇川町青柳二〇一七番地一四

被相続人　亡　河野　清

右被相続人は平成二十五年七月十八日（推定）死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十六日大津家庭裁判所高島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

滋賀県栗東市小柿五丁目七―四

限定承認者　岡部　明

限定承認公告

本籍京都市左京区下鴨北園町九五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森　雄一郎

右被相続人は平成二十七年一月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年四月三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

京都市左京区下鴨北園町九五番地二

相続財産管理人　森　光子

限定承認公告

本籍山口県下関市本町四丁目三番、最後の住所山口県下関市本町四丁目三番一号

被相続人　亡　青野　正樹

右被相続人は平成二十六年四月十二日死亡し、その相続人は平成二十七年四月一日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

山口県下関市本町四丁目三番一号

相続財産管理人　コーチン青野，シェリー

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十日

千葉市花見川区幕張本郷一―一―九コスモプラザビル五階　株式会社オフィス・嶋

代表取締役　高嶋　明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億一千五百万円減少し、金六千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十七年四月十日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ミドリ特定目的会社

取締役　関口　陽平

正　誤

平成二十七年一月三十日（号外第二十一号）公布国土交通省令第六号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

七四ページ下段第二号様式（第六十三条関係）及び七五ページ上段別記様式（第三十五条関係）の（裏）第九十八条の三中「30日以下の罰金」の誤り。

平成二十七年三月二十六日法務省告示第百八十三号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

三ページ三段終りから一七行目から一三行目までを削除する。

◉号外　四月十日付第八三号九六ページ―ジ●同日付政府調達第六八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）